

○泉佐野市田尻町清掃施設組合事務局設置条例施行規則

令和7年3月27日

泉佐野市田尻町清掃施設組合規則第1号

泉佐野市田尻町清掃施設組合事務局についての規則(昭和40年泉佐野市田尻町清掃施設組合規則第2号)の全部を改正する。

(内部組織)

第1条 泉佐野市田尻町清掃施設組合事務局設置条例(令和7年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号)第1条に規定する事務局に、次の係を置く。

総務係

施設係

(事務分掌)

第2条 総務係の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 人事及び給与に関する事
- (2) 財務に関する事
- (3) 議会に関する事
- (4) 例規の制定改廃に関する事
- (5) 用度及び管財に関する事
- (6) 情報公開及び個人情報の保護に関する事
- (7) 他の係の所管に属さない事

2 施設係の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物処理計画に関する事
- (2) 一般廃棄物処理施設の管理運営及びこれに附帯する事務に関する事
- (3) 一般廃棄物処理施設の建設及び除却に関する事

(職の設置)

第3条 事務局に局長及び次長を置く。

2 事務局に理事、参事、主幹、係長、主査及び主任その他の職員を置くことができる。

(職務権限)

第4条 局長及び次長は、上司の命令を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 理事、参事、課長代理、主幹、係長及び主査は、上司の指揮を受け、担当事務を処理する。

3 主任その他の職員は、上司の指揮を受け、担当事務に従事する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。